

11 採用候補者の勤務校

- (1) 採用候補者名簿に登録され、採用された者は、岡山県内の市町村（組合）立（岡山市立を除く。）の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校、岡山県立の中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校のいずれかに勤務する。
- (2) 小学校教諭等、小学校教諭等（地域枠）、中学校教諭等、中学校教諭等（地域枠）又は高等学校教諭等の区分で採用候補者となった場合でも、特別支援学校に配属される場合がある。
- (3) 小学校教諭等、小学校教諭等（地域枠）、中学校教諭等又は中学校教諭等（地域枠）の区分で採用候補者となった場合でも、義務教育学校に配属される場合がある。
- (4) 中学校教諭等又は高等学校教諭等の区分で採用候補者となった場合でも、中等教育学校に配属される場合がある。
- (5) 将来、人事異動により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の間で、異動する場合がある。
- (6) 初任地又は小学校専科を希望した者の配置については、P. 2の＜初任地希望・小学校専科希望＞を参照すること。

12 採用候補者名簿登録期間とその延長

- (1) 採用候補者名簿の登録の有効期間は、令和10年3月31日までとする。
- (2) 令和9年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験（秋選考）の結果、採用候補者として登録された者で、大学院又は教職大学院（以下「大学院等」という。）において修学中の者が、引き続き大学院等での修学を希望する場合、その採用候補者名簿の登録の有効期間を、各大学院等の修業年限に合わせて、修了までの期間分延長することができる。
- (3) 令和9年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験（秋選考）の結果、採用候補者として登録された者が、大学院等へ進学する場合、採用された校種・職種、教科等の専修免許状取得を条件に、その採用候補者名簿の登録の有効期間を、各大学院等の修業年限に合わせて、修了までの期間分延長することができる。

13 その他

- (1) 採用候補者名簿に登録されても、次のいずれかに該当する場合には、原則、採用候補者名簿から抹消する。
 - (ア) 令和9年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験（秋選考）の受験資格を欠いていることが判明した場合
 - (イ) 教員としてふさわしくない事実が判明した場合
 - (ウ) 令和9年4月1日時点で、受験した校種・職種、教科（科目）等の有効な教諭普通免許状を所有していない場合
 - (エ) 出願書類等の内容に重大な虚偽が含まれていることが判明した場合
 - (オ) 大学院等修学継続又は大学院等進学による採用候補者名簿登録期間の延長（12参照）を認められた者が、修学中の大学院等を所定の修業年限で修了しなかった場合
- (2) 令和9年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験（秋選考）の結果、採用候補者として登録された者に対しては、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」第4条第1項に基づき、犯罪事実確認を行う。
- (3) 日本国籍を有しない者を採用する場合には、任用の期限を付さない常勤の講師とする。
- (4) 身体等の事情により、受験に際して配慮を必要とする場合には、電子申請の該当項目にその旨を入力すること。
- (5) 諸般の事情により、やむを得ず試験日程等を変更する場合は、岡山県教育庁教職員課のホームページで知らせる。